

行政事業レビュー推進チームの設置について

平成25年 4月26日

平成27年10月 1日一部改正

平成28年 4月15日一部改正

平成30年 4月 1日一部改正

平成30年10月16日一部改正

令和 5年 4月21日一部改正

令和 6年 6月 5日一部改正

大臣官房長決定

1. 趣旨

文部科学省が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政を実現するため、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日付け閣議決定）を踏まえ、文部科学省内に文部科学省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

2. 業務

チームは上記1の趣旨にのっとり、毎年、行政事業レビューを実施するものとし、行政事業レビューの実施にあたっては、文部科学省行政事業レビュー行動計画を策定し、公表するものとする。

また、必要に応じ、その他無駄の削減に関する取組を行うものとする。

3. チームの構成

チームの構成は、別紙のとおりとする。

4. ワーキングチーム

チームは、必要に応じ、チームの下にワーキングチームを設置することができる。

5. 庶務

チームの庶務は、各局課等の協力を得て、大臣官房会計課において処理する。

6. 実施期日

本決定は、決定の日から実施する。

7. その他

本決定に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームの統括責任者が定める。

別紙

行政事業レビュー推進チーム

統括責任者	大臣官房長
統括責任者（代理）	大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
副統括責任者	大臣官房会計課長、大臣官房政策課長
メンバー	大臣官房人事課長
//	大臣官房総務課長
//	大臣官房国際課長
//	大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
//	総合教育政策局政策課長
//	初等中等教育局初等中等教育企画課長
//	高等教育局高等教育企画課長
//	科学技術・学術政策局政策課長
//	研究振興局振興企画課長
//	研究開発局開発企画課長
//	スポーツ庁政策課長
//	文化庁政策課長
//	国立教育政策研究所研究企画開発部長
//	科学技術・学術政策研究所総務研究官